

千代田区軟式野球連盟公式大会規程

(公式大会の種類)

第1条 本連盟の主催及び主管する次の大会を公式大会とする。

- 一 春季大会
- 二 秋季大会
- 三 稲垣憲三杯争奪大会
- 四 壮年大会

(公式大会の出場資格)

第2条 公式大会には、本連盟規約に定める登録をしたチーム及び選手でなければ出場できない。

(登録の異動)

第3条 本連盟の春季大会及び秋季大会の途中で、選手の異動はできない。

(クラス制の施行)

第4条 本連盟の春季大会及び秋季大会は、Aクラス、Bクラス及びCクラス毎に行う。

- 一 各クラスのチーム数は、Aクラス32チーム、Bクラス64チームとし、他のチームをCクラスとする。

(クラスの格付け基準)

第5条 本連盟の昇格及び降格の基準は、次のとおりとする。

- 一 同一年度の春季大会と秋季大会は、同じクラスに所属する。
- 二 格付けは、秋季大会の結果によって行う。
- 三 Bクラス及びCクラスのベスト8のチームは、次年度昇格する。
- 四 Aクラス及びBクラスから降格する各8チームは、初戦敗退したチームの中から資格審査委員会で協議し選定する。
- 五 新規登録チームは、Cクラスに格付けする。
- 六 壮年チームの格付けは行わない。

2 前項の資格審査委員会は、理事長、総務部長、競技部長及び審判部長で構成する。

(上部大会との関連)

第6条 本連盟の次の公式大会は、上部大会の予選会を兼ねる。ただし、実施要領はその都度定める。

- 一 春季大会：当年度東京都秋季大会
- 二 秋季大会：翌年度東京都春季大会
- 三 壮年春季大会：当年度日本マスターズ東京都予選大会
- 四 壮年秋季大会：翌年度天狗山旗争奪東京都予選大会

(優勝チームの義務)

第7条 公式大会の各クラスの優勝チームは、それぞれの上部大会に出場できる。ただし、本連盟の推薦を条件とする。

- 2 上部大会の参加申込み締切り日までに優勝チームが決定しない場合は、本連盟が推薦する。

(上部大会の種類)

第8条 上部大会は、東京都軟式野球連盟が主催又は主管する、次の大会とする。

- 一 春季大会
- 二 東京都スポーツ大会
- 三 国民スポーツ大会東京都予選
- 四 夏季大会
- 五 秋季大会
- 六 王座決定戦
- 七 日本スポーツマスターズ東京都予選
- 八 天狗山旗争奪予選会

(規律違反のチーム又は選手の措置)

第9条 公式大会及び上部大会出場チーム又は選手が次に該当するときは、規律委員会において相当の措置をとる。ただし、個々の選手の違反はチームの責任とする。

- 1 不正登録選手の出場
 - 一 試合中に発見された場合は、相手チームに勝利を与える。
 - 二 試合終了後に発見された場合は、次の相手チームに勝利を与える。
 - 三 決勝戦終了後(24時間以内)に発見された場合は、準優勝チームを優勝とする。
- 2 審判員の裁定
野球規則に従い審判員の下した判定に対して、これに服従しない者
- 3 試合の秩序を乱し、その進行を妨げる行為
軟式野球の正しい発展を阻害するような言動を敢えて行い、或いは暴力行為を行い、試合の進行を妨げた者
この場合、その行為をした者がチーム又は選手の関係者であっても、この規則は適用される。

(公式大会に棄権又は不正登録した場合の措置)

第10条 公式大会において棄権又は不正登録をした場合は、次の措置をとる。

- 一 試合を棄権する場合は、試合予定日の前々日までに連盟と相手チームに連絡をしなければならない。
- 二 本連盟を代表するチームが、上部大会を棄権した場合又は不正登録が発見された場合は、1年間の出場を停止する。

(放棄試合をした場合)

第11条 放棄試合は如何なる理由でも許されない。放棄した場合は次の大会から出場を停止し、次年度以降の登録は認めない。

(元プロ野球選手について)

第12条 職業野球競技者で、退団後のアマチュア復帰については、円満に退団した後、満1年を経過し、公益財団法人全日本軟式野球連盟が承認

した者は、役員、審判員及び選手として復帰できる。

(本規程の改廃)

第13条 本規程に定めのない事項については、理事会の議を経て決定する。

第14条 本規程は、理事の3分の2以上の同意を得て改廃できる。ただし、次の総会に報告するものとする。

(附 則)

本規程は、平成元年1月22日制定する。

本規程は、平成12年2月11日一部改正して施行する。

本規程は、平成14年2月 9日一部改正して施行する。

本規程は、平成17年2月17日一部改正して施行する。

本規程は、平成20年5月14日一部改正して施行する。

本規程は、平成21年2月14日一部改正して施行する。

本規程は、平成24年2月18日一部改正して施行する。

本規程は、平成28年2月13日一部改正して施行する。

本規程は、平成29年2月11日一部改正して施行する。

なお、平成30年度の各チームの格付けは資格審査委員会で協議し、理事会の承認を得るものとする。

本規程は、令和 8年2月21日一部改正して施行する。